

平成22年 8月 2日

国土交通省 岩手河川国道事務所

記者発表資料

## 河川堤防の除草をしていただける団体や組合を募集 ～除草費のみ有償、集草・運搬・処分は自己負担～

国土交通省岩手河川国道事務所では、北上川上流（川辺地区）河川堤防（一関遊水地周囲堤防：面積約24,000m<sup>2</sup>）の除草をしていただける団体や組合を募集しています。

除草・集草・運搬・処分の一連の作業において、除草の費用は有償作業とし、集草・運搬・処分については実施者負担による無償作業で、刈草は自家消費を原則とします。

岩手河川国道事務所管理する河川は、北上川本川をはじめ支川の中津川、雫石川、猿ヶ石川、磐井川など10支川であり、管理延長は本川、支川あわせて208.4kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は191.1kmであり、堤防除草面積は約5百万m<sup>2</sup>になります。堤防除草は年2回実施しており、河川維持管理費の約4割を堤防除草費が占めている現状にあります。

堤防除草を行う河川管理者と刈草の活用者の利害を一致させ、堤防除草費用の低減を図る試みとして実施するもので、除草・集草・運搬・処分までの一連の堤防除草作業において、除草作業のみ有償作業として実施者へ支払うこととし、集草・運搬・処分は実施者側で実施する無償作業とし、刈草の有効利用を図ってもらうものです。

そのため、一人でも多くの人に刈草の有効活用を図ってもらうことを目的とし、応募者は団体や組合として募集します。

8月10日（火）を申し込み期限としております。

募集要項等は別紙を参照下さい。

＜堤防除草に関する公募の問い合わせ先＞

岩手河川国道事務所 河川管理課 TEL019-624-3281

住所：盛岡市上田四丁目2-2

発表記者会：岩手県政記者クラブ

問い合わせ先：国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

河川管理課長 土田 恒年 (019-624-3281)

## 堤防除草に関する公募について

国土交通省岩手河川国道事務所では、北上川河川堤防の除草をしていただける団体や組合を募集しております。

公募に関する条件は下記の通りであり、刈草の自家消費が可能でかつ集草・運搬・処分は自己負担による無償作業が条件です。

### 【問い合わせ・申し込み先】

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2  
国土交通省 岩手河川国道事務所 河川管理課  
TEL 019-624-3281

## 公募条件

- ①除草箇所：一関市川辺字沼尻地内～平泉町平泉字塩尻地内  
北上川周囲堤防宅地側の小段及び法尻部分
- ②除草面積：約24,000平方メートル
- ③除草回数：1回刈り
- ④除草時期：9月中旬～10月上旬
- ⑤応募資格：団体や組合で、除草・集草・運搬・処分まで実施するものとする。  
除草・集草・運搬・処分に関する機械等は実施者で準備。  
除草費用は有償作業とし当事務所が支払う。但し、費用は当事務所の規定に基づき算定。  
集草・運搬・処分は無償作業とし、刈草は自家消費とすること。
- ⑥応募期間：平成22年8月10日（火）17時まで申し込み。
- ⑦申し込み：申し込み用紙に必要事項を記載し、岩手河川国道事務所河川管理課に提出。
- ⑧その他：書類等審査の上、実施者決定。

